



有効期限が切れた国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証等を、自分で破棄することが可能となります。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者の負担軽減を図るために、令和3年4月28日、厚生労働省にあっせんしました。

このあっせんは、全国に共通する課題として、行政苦情救済推進会議に付議し、改善を促進したものです。

行政相談の内容

※ 四国行政評価支局で受付。四国地域行政苦情救済推進会議で審議

国民健康保険被保険者証の毎年度の更新のたびに、有効期限切れの被保険者証を返却するよう求められるため、市区町村の窓口まで行って返却しているが、被保険者証は、受診する病院で確認されるため、有効期限切れのものが悪用されとは考えられない。

このため、自分で破棄してもよいのではないか。



窓口まで返しに行くのは負担だよね・・・

分かったこと

四国行政評価支局管内の保険者（国民健康保険：95市町村、後期高齢者医療：4広域連合）を調査したところ、被保険者自身による破棄を認めているのは、84市町村（88.4%）・4広域連合（100%）

※ 11市町村は、法令に決まりがあるなどとして返却を求めている。しかし、返却されなかった場合でも、催促するなど回収業務までは未実施

厚生労働省としても、被保険者自身による破棄を認めることに、特段の支障がないこと。

法令に決まりがあるのか……。でも、なんとかならないの？



行政苦情救済推進会議※の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

《あっせんの内容》

- ① 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証を保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、関係法令の規定を見直すこと。
- ② ①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知すること。

※ 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujiyousuisin.html

※詳細は次頁参照



どうして返却を求めているの？

【制度概要】

- 国民健康保険被保険者証（～69歳）及び後期高齢者医療被保険者証（75歳～）は、検認又は更新のため提出を求められたときは、遅滞なく提出しなければならないとされている。

※ 国民健康保険法施行規則第7条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条第3項

- 国民健康保険の高齢受給者証（70～74歳）は、有効期限に至ったときは、遅滞なく市町村に返還しなければならないとされている。

※ 国民健康保険法施行規則第7条の4第2項

- 省令で定める上記3種類の被保険者証等の様式の備考欄等には、有効期限を経過したときは速やかに市町村に提出・返却する旨が記載されている。

省令における被保険者証等様式の記載状況（イメージ）

<p>〇〇都道府県 有効期限 令和〇年〇月〇日 国民健康保険 被保険者証</p> <p>記号 〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇 氏名 総務 太郎 生年月日 平成〇年〇月〇日</p> <p>交付者名 〇〇市</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 3. 4. 5. 6. 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。
--	---

【行政苦情救済推進会議の主な意見】

- 被保険者証等には有効期限が書かれており、使用するときには医療機関等の窓口でチェックするので、回収しなくても支障はない。
- 既に多くの自治体で、返却を不要として取り扱っている実態を踏まえて見直してほしい。

全国どこでも起きる話だからね！



【厚生労働省の見解】

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証のいずれも、被保険者自身で破棄しても差し支えないよう省令を改正し、その趣旨を含め、都道府県・市町村等に周知したい。



有効期限が切れた保険証を、自分でも処分できる取扱いが広まると助かるね！

(本件に関する連絡先)
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）